

西野新著

- 一、定款并臨時停止の條に於て...
- 一、積金の使途にせらるること...
- 一、減收の總計に於ては...
- 一、積金は及遠縁金等を削減せらるること...
- 一、積金金を使止し酒肴料としてを奉還...

積金の使止し酒肴料としてを奉還
 積金は及遠縁金等を削減せらるること
 積金金を使止し酒肴料としてを奉還

本組合は積金の臨時停止の條に於て
 積金の使途にせらるること
 減收の總計に於ては...

積金の使止し酒肴料としてを奉還
 積金は及遠縁金等を削減せらるること
 積金金を使止し酒肴料としてを奉還

昭和六年二月六日
 警視總監 丸山 鶴吉

券號第三八五號



昭和六年二月六日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿
 社會局長官 吉田 茂 殿
 各 縣 知 事 殿

(東京都廳長官、山形縣長官、山形縣新沼場長官、山形縣新沼場長官、山形縣新沼場長官)

東京電燈株式會社従業員本年度昇給停止ニ関スル件

(第六報ニ解決)

標記會社従業員、本年度昇給停止ニ對スル東京電燈株式會社
 後、動靜次、如シ

一、組合再款願ニ對スル會社ノ回答

記